

令和2年（2020年）11月13日

保護者の皆様

札幌市立日章中学校
校長 三分一 晶

新型コロナウイルス感染防止についての再確認

向寒の候、皆様にはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。また、平素より本校教育活動にご理解とご協力を賜り、心より感謝申し上げます。早いもので11月も半ばとなり3週間後には、期末者懇談が始まります。また、来週からは一足先にお子様と担任が教育相談を実施します。特に学習・生活についてのアドバイス、悩みの共有がメインとなります。土日にご家庭でも一度話題にしていただけすると、さらに有意義な時間となりますので、お時間を作っていただけると幸いです。

さて、報道にもあるように北海道、特に札幌市の新型コロナウイルスの感染が拡大しております。ご家庭においても日々の検温、健康調査のご協力だけではなく、ご家族で感染防止対策を実施していただいていること感謝申し上げます。学校においてもお子様たちの感染防止に対する意識は高く、こまめな手洗いやその他の新しい学校生活にも気を配り活動しております。しかし、現在、どこのご家庭でも、学校、商業施設、札幌市中、世界中で感染防止対策を講じていても感染の拡大に歯止めがかかりません。昨日、札幌市立中学校でクラスターが発生いたしました。現状を踏まえると本校も例外ではないと考えています。今一度、気を引き締めて感染防止対策に取り組んでいきますので、引き続き、ご家庭のご協力をお願い申し上げます。特に以下の点をご確認ください。

札幌市立園・学校の子どもの新型コロナウイルス感染症にかかる出席停止の基準	
①子ども本人に感染が確認された場合	治癒するまでの間、出席停止
②子どもと同居している者に感染が確認された場合	以下のうちいずれかの間、出席停止 ・同居の患者が治癒してから14日を経過した日までの間 ・同居の患者と同居しなくなった日から14日を経過した日までの間
③子ども本人が、保健所から濃厚接触者として指定された場合	保健所からの健康観察期間が終了するまでの間
④幼児児童生徒がPCR検査を受けることになった場合 ※③に該当する場合は除く	結果（陰性）が確認されるまで
⑤子ども本人又は子どもと同居している者に、発熱等の風邪の症状がみられる場合	症状がみられる者の症状が消失するまでの間 →医療機関で別の診断がついた場合は、その診断に従う
⑥医療的ケアが日常的に必要な場合、基礎疾患等がある場合	主治医や学校医に相談の上、登校を判断する
⑦海外から帰国した場合	2週間の自宅等での待機を経ていることを確認した上で、健康状態に問題がない場合登校させてよい
出席停止にならない例（問い合わせが多い例） ・保護者の同僚に発症者がいる場合 など。 ※⑤に該当する場合は除く	

上記の条件に当てはまった場合は、登校できません。学校だけでは得られない情報が多くあり、保護者様のご協力なしでは正しい判断ができません。ご家庭においても判断に戸惑うことがございましたら是非、ご相談ください。引き続き、安全で安心できる環境づくりを支えていただけますようお願い申し上げます。